

KNC NETWORK NEWS

2015年7月25日 発行

気になる記事：東芝、組織的に利益操作－1562億円、トップ関与－

東芝は、不適切会計を調べてきた第三者委員会がまとめた調査報告書を受理、歴代3社長が現場に圧力をかけるなどして、「経営判断として」不適切な会計処理が行われたと断定。「経営トップらを含めた組織的な関与があった」と責任を厳しく指摘した。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

http://www.kngroup.jp

経営一言：「全て前向きに考えている。」「何も心配することはない。」 (宇宙飛行士(ロシア宇宙船)・油井 亀美也さん)

－油井さんは、国際宇宙ステーションで5ヶ月間の長期滞在をする－

－所長コメント：成功は準備・段取りがすべて。過酷な訓練に耐え、やることは全てやった。あとは意思決定と実行あるのみ。－

みなし仕入率の改正がされ、売上の返還があった場合の 注意点 《税務》

簡易課税制度のみなし仕入率の見直しについては、第4種事業に該当していた金融業・保険業を第5種事業(みなし仕入率60%→50%)、第5種事業に該当していた不動産業を第6種事業(みなし仕入率50%→40%)とするものです。

これらは、原則、平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。

又、平成27年3月以前の売上げに対し、平成27年4月1日以後開始課税期間中に対価の返還等があった場合、業種区分の見直しに係る経過措置は特段設けられていないため、売上対価の返還時における業種区分に基づいて処理をすることになります。

印紙税法の請負契約について 《税務》

「請負」とは、当事者の一方(請負者)がある仕事の完成を約し、相手方(注文者)がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを内容とする契約をいい、民法第632条《請負》に規定する「請負」のことをいいます。

この「請負」は、完成された仕事の結果を目的とする点に特質があり、仕事が完成されるならば、下請負に出してもよく、その仕事を完成させなければ、債務不履行責任を負うような契約です。

民法では、典型契約として請負契約を規定していますが、実際の取引においては各種変形したいわゆる「混合契約」といわれるものが多く、印紙税法上どの契約としてとらえるべきものであるか判断の困難なものも多く見受けられるところです。例えば、紳士服の仕立ての発注は請負であり、既製服の発注は売買として見られるところですが、それでは、イージーオーダーはどうなるか、寸法直しを伴う既製服の発注はどうなるかという問題です。

また、請負とは仕事の完成と報酬の支払とが対価関係にあることが必要ですから、仕事の完成の有無にかかわらず報酬が支払われるものは請負契約にはならないものが多く、また、報酬が全く支払われないようなものは請負には該当しません(おおむね委任に該当します)。

なお、運送契約は契約の類型上、請負契約に含まれると考えられますが、一般の請負と明確に区別できることから、運送に関する契約書として別に掲名されています。

駐車場、電柱敷地料収入の消費税の取扱い 《税務》

・駐車場について

事業者が駐車場または駐輪場として土地を利用させる場合において、その土地について駐車場または駐輪場としての用途に応じる場面の整備またはフェンス、区画、建物の設置等をしている場合には、施設の貸付けに該当し課税取引となりますが、駐車場の施設を整えたのは賃借人で、賃貸人は土地に何も手を加えていないような場合には非課税取引となります。また、更地に駐車させている場合のように施設の貸付けに該当しない場合であっても、駐車している車両の管理をしていると認められる場合には、役務の提供に該当し課税取引となります。

・電柱敷地料について

電柱等を敷設する場合に収受する電柱敷地料は、電柱の敷地である土地の使用料というべきものであるため非課税取引となりますが、広告塔を取り付けるために電柱を使用させる場合に収受するのは、電柱の一部の貸付けの対価であるため課税取引となります。

あたり前に働く仕組み 《経営》

人が仕事をしていく上で一番大切なことは、仕事人としての一般常識を守って、為すべきことをあたり前に実行することではないでしょうか。古人は、「眼横鼻直」(がんのうびちよく…眼は横に鼻は縦に付いている。物事はあるがままにあたり前に行くこと。道元禅師の言葉)、「柳は緑、花は紅」等の言葉で教えています。

ところで、経営者(又は管理者)は、「あたり前のことがあたり前に出来ない社員が多くて困る」ということをよく口にします。具体的にどんなことか尋ねると、「営業から帰って、その成果をすぐに報告しない」「同僚がどんなに忙しく働いていても、手伝う気が全くない」「期末の一番忙しい時に有給休暇を取る」等と答えます。これに対しては思い切って、「社員があたり前の行動が出来ないのは会社(はっきり言えば経営者や管理者)の責任」と言うことがあります。つまり、あたり前の仕事が遂行出来る仕組みや手順やノウハウを日頃から教育したり、上司が部下に模範を示したりすることが必要であると話します。

お辞儀等の礼儀作法や接客言葉等も、成人ならばあたり前に出来ると思ひ込むと当てが外れます。簡単に出来てあたり前と思う仕事であっても、教育や仕組み作りをすることです。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。